

佐賀県告示第 218 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成 12 年法律第 57 号)第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する。

平成 30 年 6 月 1 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

所在地	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の区域並びに土砂災害特別警戒区域にあっては自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
東松浦郡玄海町大字有浦上	力石- 3 (387 -022_1) 力石- 2 (387 -022_3) 力石- 4 (387 -022_5) 力石- 5 (387 -022_6) 高江 1 (387 -030_1) 高江 1 - 1 (387 -030_2) 高江 1 - 2 (387 -030_3) 高江 2 - 2 (387 -031_3) 高江 2 - 3 (387 -031_4) 松尾 (387 -032_1) 松尾- 1 (387 -032_2) 松尾- 2 (387 -032_3) 松尾- 3 (387 -032_4) 松尾- 4 (387 -032_5) 松尾- 5 (387 -032_6) 松尾- 6 (387 -032_7) 松尾- 7 (387 -032_8) 松尾- 8 (387 -032_9) 大久保 1 - 1 (387 -033_2) 大久保 1 - 4 (387 -033_5) 大久保 2 (387 -034_1) 大久保 2 - 3 (387 -034_4)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

	大久保 2 - 5 (387 -034_6) 畑の迫 (387 -035_1) 畑の迫- 1 (387 -035_2) 畑の迫- 4 (387 -035_5) 畑の迫- 5 (387 -035_6) 力石 2 (387 -059) 袖の木 1 (387 -060_1) 袖の木 1 - 1 (387 -060_2) 袖の木 2 (387 -061) 袖の木 3 (387 -062_1) 袖の木 3 - 1 (387 -062_2) 袖の木 3 - 2 (387 -062_3) 袖の木 3 - 3 (387 -062_4) 袖の木 3 - 4 (387 -062_5) 松尾 3 - 1 (387 -063_1) 松尾 3 - 2 (387 -063_2) 松尾 3 - 3 (387 -063_3)	
	土井の田川 (387 -015) 湯木川 (387 -016)	土石流
東松浦 郡玄海 町大字 有浦下	上場の二 (387 -015_1) 上場の二- 1 (387 -015_2) 上場の二- 2 (387 -015_3) 上場の二- 3 (387 -015_4) 上場の二- 4 (387 -015_5) 犬吠 (387 -021_1) 前田 (387 -028) 竹の下 (387 -029_1) 竹の下- 1 (387 -029_2) 竹の下- 2 (387 -029_3) 犬吠 2 (387 -050) 前田 2 (387 -051) 前田 3 (387 -052_1) 前田 3 - 1 (387 -052_2) 前田 3 - 2 (387 -052_3) 中田 (387 -053_1) 中田- 1 (387 -053_2) 竹の下 2 (387 -054) 白畠 1 (387 -058_1) 白畠 1 - 1 (387 -058_2) 小加倉 3 (387B -004)	急傾斜地 の崩壊
	前田川 (387 -014)	土石流

	入川内川 (387 -007)	
東松浦 郡玄海 町大字 石田	大丸田 1 (387 -047) 大丸田 3 (387 -049)	急傾斜地 の崩壊
東松浦 郡玄海 町大字 小加倉	小加倉 1 (387 -056) 大丸田 4 (387B -003)	

(「次の図」は、省略し、その図面を佐賀県県土整備部河川砂防課及び唐津土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)